

# 令和8年度 電気工事士免状交付等業務委託 仕様書

## 1 目的

新潟県が電気工事士免状の交付事務を委託するに当たり、免状交付業務等の事務処理方法等を定める。

## 2 免状の種類

本委託により取り扱う免状の種類は次のとおりとし、交付者は新潟県知事とする。

- (1) 第一種電気工事士免状
- (2) 第二種電気工事士免状

## 3 委託事務の内容

- (1) 免状交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- (2) 免状再交付申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- (3) 免状書換え申請書の配布、受付、審査及び整理に関すること。
- (4) 免状の作成及び送付に関すること。
- (5) 免状交付台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (6) その他前各号に掲げる事務に関すること。

## 4 業務処理方法

委託事務の処理方法の詳細については、別添「令和8年度 電気工事士免状交付等業務委託 詳細仕様書」による。

## 5 契約形態・支払方法

- (1) 契約形態は、単価契約とする。
- (2) 受託者は、免状の交付実績件数に基づいて県に対し支払を請求し、県は当該請求に対して年4回の支払を行う。

## 6 処理見込件数

本業務における免状交付事務等の年間処理見込件数等は下表のとおり。

業務内容の区分	新規交付	再交付	書換え
第一種電気工事士	357	38	6
第二種電気工事士	1,139	62	23

※ 処理見込件数は、平成29年度から令和6年度までの交付実績をもとに推計したもの

## 7 貸与物品

業務履行のための物品（免状）については、受託者において負担するものとする。ただし、下記の物品については、県から受託者に貸与する。なお、業務完了後は速やかに貸与品の返却を行うこと。

### (1) 電気工事士法システム

Microsoft Access により構成されたシステムで、システム容量約 50MB。申請者情報を入力・修正し、免状発行が可能。なお、システムを利用するためのパソコン本体については受託者が用意すること。

### (2) 写真カッター、電気工事士免状書換え用訂正印

## 8 データの提出

貸与した電気工事士法システムは成果としての確認を行うため、免状交付成果報告書とともに電子データを CD-R にて提出すること。

## 9 ネットワークへの接続

免状の作成、免状交付履歴のデータ管理等に使用する機器（パソコン等）は個人情報の流出等を防止するため、インターネット及び他のネットワーク（受託者の内部的なネットワークを含む。）への一切の接続を禁止するものとする。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、この限りでない。

## 10 申請書、申請案内の作成・配布

- (1) 受託者は、電気工事士法施行規則に定められている申請書及びそれに付随する案内を作成するものとする。
- (2) 受託者は、申請書及び申請案内を受付場所において配布するものとする。ただし、申請者の希望により郵送、FAX、インターネットによる配布を行うことができるものとする。また、受付場所について、所在地及び連絡先等を知事へ書面にて報告し、インターネット等により一般に公開すること。受付場所に変更があった場合も同様とする。

## 11 委託事務の条件

- (1) 受託者は電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に精通した者であること。具体的には次のいずれかの要件を満たす者であること。
  - ア 代表者又は従業員が電気工事士の資格を有している者
  - イ 電気工事士の試験に係る業務を行っている者
  - ウ 電気工事士の養成に係る業務を行っている者
  - エ 電気工事士の講習に係る業務を行っている者
  - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者
- (2) 受託者は、当該業務の内容と利害関係を有さない者であること。具体的には委託期間中における新潟県知事への申請に係る実務経験の証明を原則行わない者であること。
- (3) 受託者は、申請者の利便性の向上を図るため、新潟県内の 9 以上の市町村において、申請受付窓口を設置するものとする。

## 12 その他注意

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第21号）に基づき、本委託においては、免状の交付はプラスチックカードにより行うこととし、必要な機材等（プリンタ、スキャナ等の機器及びプラスチックカード、インク等の消耗品を含む）は受託者が準備する。



## 令和8年度 電気工事士免状交付等業務委託 詳細仕様書

### 1 申請書類の審査

#### (1) 第一種電気工事士免状新規交付（試験合格者）

##### ア 申請者の要件

第一種電気工事士試験に合格し、所定の実務経験を有する者で新潟県内に住所  
地を有する者

##### イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

(イ) 住民票の写し（コピーも可）またはその他の住所、氏名及び生年月日を確認  
めるに足る書類（マイナンバーカード（裏面不要）、運転免許証（両面、有効  
期限内）、住民票記載事項証明書の写し）（有効期間・期限があるものは提出を  
受ける日に有効なもの。その他のものは申請を受ける日前6月以内に作成され  
たもの）いずれか1通

(ウ) 写真1枚（交付申請前6月以内に撮影されたもの、縦4cm×横3cm、無背景、  
脱帽、胸から上の正面の写真、眼鏡の反射等がなく目元がはっきり分かるもの、  
裏面に氏名及び生年月日を記載）

(エ) 手数料（新潟県電子申請システム（クレジットカード又はペイジー）又は記  
入式納付書による支払い） 6,000円

(オ) 試験結果通知書（合格はがき原本）

(カ) 実務経験証明書（様式2）

(キ) 実務経験の内容により確認が必要な資格、免状（第二種電気工事士免状、認  
定従事者証）の写し（様式第2の2）

##### ウ 書類審査の留意点

(ア) 新潟県内に住所地を有する者であるか。

(イ) 申請書に必要事項が記入されているか。

(ウ) 住民登録どおりの住所、氏名が記入されているか。

(エ) 適正な手数料が納付されているか。

(オ) 電気工事に関し3年以上の実務経験を有しているか。（実務経験の内容につ  
いては、平成7年12月1日7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通  
達参照）

(カ) 実務経験の証明欄は代表者印が押印されているか。（法人の場合は代表取締  
役の印）ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外  
の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明  
者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。

(キ) 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、実務経験証明書の証明

者の登録（届出）番号、年月日が記入されているか。

(ク) 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、第二種電気工事士免状の交付年月日が実務経験証明書に記入され、実務経験算定期間が免状取得後であるか。

(ケ) 実務経験が簡易電気工事の場合には、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が実務経験証明書に記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。

## (2) 第一種電気工事士免状新規交付（認定による申請）

### ア 申請者の要件

電気主任技術者であって、電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持、運用に関し5年以上の実務経験を有する者（以下「主任認定」という。）又は高圧電気工事技術者試験に合格し、当該試験合格後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者（以下「高圧認定」という。）

### イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

(イ) 住民票の写し（コピーも可）またはその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足る書類（マイナンバーカード（裏面不要）、運転免許証（両面、有効期限内）、住民票記載事項証明書の写し）（有効期間・期限が満了するものは提出を受ける日は提出を受ける日に有効なもの。その他のものは申請を受ける日前6月以内に作成されたもの）いずれか1通

(ウ) 写真1枚（交付申請前6月以内に撮影されたもの、縦4cm×横3cm、無背景、脱帽、胸から上の正面の写真、眼鏡の反射等がなく目元がはっきり分かるもの、裏面に氏名及び生年月日を記載）

(エ) 手数料（新潟県電子申請システム（クレジットカード又はペイジー）又は記入式納付書による支払い） 6,000円

(オ) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書（様式3）

(カ) 実務経験証明書（様式2）

(キ) 主任認定の場合は電気主任技術者免状（電気事業主任技術者資格証明書を含む）の写し

高圧認定の場合は高圧電気工事技術者試験（検定）合格証の写し

### ウ 書類審査の留意点

(ア) 申請書に必要事項が記入されているか。

(イ) 住民登録どおりの住所、氏名が記入されているか。

(ウ) 適正な手数料が納付されているか。

(エ) 主任認定の場合、電気主任技術者免状取得後、電気工作物の工事、維持又は運用業務に5年以上従事しているか。（実務経験の内容については、平成7年

12月1日7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照)

(オ) 高圧認定の場合、高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に3年以上従事しているか。(通商産業省告示第929号参照)

(カ) 実務経験の証明欄は代表者印が押印されているか。(法人の場合は代表取締役の印)ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。

(キ) 実務経験が簡易電気工事の場合には、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が実務経験証明書に記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。

注) 免状申請は認定を行った知事に提出するため、新潟県外在住者からの申請もあり得る。

### (3) 第二種電気工事士免状新規交付(試験合格者又は指定養成施設修了者)

#### ア 申請者の要件

第二種電気工事士試験合格者であって新潟県内に住所地を有する者又は、第二種電気工事士指定養成施設修了者であって新潟県内に住所地を有する者

#### イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状交付申請書(様式1)

(イ) 住民票の写し(コピーも可)またはその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足る書類(マイナンバーカード(裏面不要)、運転免許証(両面、有効期限内)、住民票記載事項証明書の写し)(有効期間・期限が満了するものは提出があるものは提出を受ける日に有効なもの。その他のものは申請を受ける日前6月以内に作成されたもの)いずれか1通

(ウ) 写真1枚(交付申請前6月以内に撮影されたもの、縦4cm×横3cm、無背景、脱帽、胸から上の正面の写真、眼鏡の反射等がなく目元がはっきり分かるもの、裏面に氏名及び生年月日を記載)

(エ) 手数料(新潟県電子申請システム(クレジットカード又はペイジー)又は記入式納付書による支払い) 5,300円

(オ) 合格通知又は指定養成施設修了証(原本)

#### ウ 書類審査の留意点

(ア) 新潟県内に住所地を有する者であるか。

(イ) 住民登録どおりの住所、氏名が記入されていること。

(ウ) 適正な手数料が納付されていること。(エ) 養成施設修了の場合には、指定の有無を確認すること。

### (4) 第二種電気工事士免状新規交付(認定による申請)

#### ア 申請者の要件

電気工事士法第4条第4項第3号に該当する者で下記のとおり

- (ア) 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による検定に合格した者
- (イ) 職業訓練法（昭和33年法律第133号）による職業訓練指導員免許（職種が電工であるものに限る）を受けている者のうち、同法第22条第3項第1号に該当する者又は同項第3号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に1年以上従事していたもの
- (ウ) 旧電気工事人取締規則（昭和10年逓信省令第31号）による免許を受けた者であって、昭和25年1月1日以降に屋内配線又は屋側配線の業務に10年以上従事していたもの

#### イ 必要書類

- (ア) 電気工事士免状交付申請書（様式1）
- (イ) 住民票の写し（コピーも可）またはその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足る書類（マイナンバーカード（裏面不要）、運転免許証（両面、有効期限内）、住民票記載事項証明書の写し）（有効期間・期限が満了するものは提出があるものは提出を受ける日に有効なもの。その他のものは申請を受ける日前6月以内に作成されたもの）いずれか1通
- (ウ) 写真1枚（交付申請前6月以内に撮影されたもの、縦4cm×横3cm、無背景、脱帽、胸から上の正面の写真、眼鏡の反射等がなく目元がはっきり分かるもの、裏面に氏名及び生年月日を記載）
- (エ) 手数料（新潟県電子申請システム（クレジットカード又はペイジー）又は記入式納付書による支払い） 5,300円
- (オ) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書（様式3）
- (カ) 実務経験証明書（様式2）（旧電気工事技術者検定規則による検定合格者は不要）
- (キ) アの各要件を証する書面の写し

#### ウ 書類審査の留意点

- (ア) 申請書に必要事項が記入されているか。
- (イ) 住民登録どおりの住所、氏名が記入されているか。
- (ウ) 適正な手数料が納付されているか。
- (エ) 実務経験の内容に誤りがないか。
- (オ) 実務経験の証明欄は代表者印が押印されているか。（法人の場合は代表取締役の印）ただし、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外のものが証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状を提出させること。
- (カ) 電気工事の実務に関し規定の経験年数を有しているか。

注) 免状申請は認定を行った知事に提出するため、新潟県外在住者からの申

請もあり得る。

#### **(5) 再交付（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）**

ア 再交付申請該当者

新潟県が交付した免状の再交付を受けようとする者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状再交付申請書（様式4）

(イ) 写真1枚（交付申請前6月以内に撮影されたもの、縦4cm×横3cm、無背景、脱帽、胸から上の写真、眼鏡の反射等がなく目元がはっきり分かるもの、裏面に氏名及び生年月日を記載）

(ウ) 手数料（新潟県電子申請システム（クレジットカード又はペイジー）又は記入式納付書による支払い） 2,700円

(エ) 原免状（汚損、き損による再交付申請があった場合のみ）

(オ) 誓約書（様式6）

ウ 書類審査の留意点

(ア) 新潟県が交付した免状であること。

(イ) 申請書に必要事項が記入されていること。

(ウ) 適正な手数料が納付されていること。

注) 紛失等により免状の確認ができない場合、システムにより確認を行う。

注) 汚損、き損により提出された免状は申請書類と共に保管し、交付申請処理報告書と共に新潟県へ提出する。

#### **(6) 書換交付（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）**

ア 書換え交付申請該当者

新潟県が交付した免状に氏名の変更があり、書換えを受けようとする者

イ 必要書類

(ア) 電気工事士免状書換申請書（様式5）

(イ) 原免状

(ウ) 手数料（新潟県電子申請システム（クレジットカード又はペイジー）又は記入式納付書による支払い） 2,700円

(エ) 戸籍抄本（申請前6ヶ月以内のもの）

ウ 書類審査の留意点

(ア) 新潟県が交付した免状であること。

(イ) 申請書に必要事項が記入されていること。

(ウ) 適正な手数料が納付されていること。

(エ) 添付書類で書換事項の事実を確認すること。

注) 紛失等により、書換えと再交付を同時に行う場合は、申請書類をそれぞれ

提出させること。また、書換えと再交付双方の手数料を徴収する。

## 2 免状の仕様について

### (1) 第一種電気工事士免状

85.6mm

**第一種電気工事士免状**

<b>写真</b> 横 30mm 縦 40mm	新潟県第	号
	氏名	
	生年月日	生
		交付
	新潟県知事	印

54mm

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

記事	
----	--

備考 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。  
2 免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。  
3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。  
4 免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。

備考 白色プラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

(2) 第二種電気工事士免状

85.6mm

第二種電気工事士免状

新潟県第 号

氏 名

生年月日 生 交付

写真  
横 30mm  
縦 40mm

新潟県知事 印

54mm

記 事	
-----	--

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
- 2 免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色プラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

### (3) 再交付免状の作成について（第一種・第二種免状共通）

免状を再交付する場合は、免状の交付年月日の下に「令和〇年〇月〇日再交付」と記載する

### (4) 書換え処理について（第一種・第二種免状共通）

免状の氏名の変更部分について黒の二重線で消して押印し、新しい氏名を黒字で記入する。

免状カード化後に書換えする場合は、免状の交付年月日の下に「令和〇年〇月〇日書換え」と記載する。

## 3 書類・免状の取扱い

- (1) 申請書を正当なものとして受け付けた場合は、受付年月日の印を申請書に押印し、免状の種類及び申請区分ごとに受付日、申請者氏名、発行免状番号、免状発送日等を記録した受付記録簿（様式8）を作成し、事務処理に遺漏のないよう管理する。
- (2) 申請書類に不備が認められた場合は、申請者に理由を説明して書類を返還又は一時保留し、不備事項の補完後に受け付ける。
- (3) 免状の交付番号は、県下一連番号によって番号を付する。また、免状の再交付及び書換申請は、設置したいずれの窓口でも受付ができるものとする。
- (4) 申請書類の写真はデータ化したものを免状プラスチックカードに印刷し、写真は申請書の「経過欄」に貼付する。
- (5) 免状を発送する場合には、原則として特定記録郵便により送付する。なお、送付に要する費用は申請手数料に含まれるものであるが、申請者の希望により受領印等を徴して直渡しする場合はこの限りでない。
- (6) 送付した免状が戻された場合は、受付記録に記載し、申請者の所在確認をするなど速やかに所要の措置を講ずるとともに、処理経過を明らかにしておくものとする。
- (7) 免状の新規交付、再交付及び書換えに係る標準的な事務処理期間は、下表のとおりとする。ただし、特別の事由により、あらかじめ新潟県の承諾を受けた場合はこの限りでない。

免状の種類	標準事務処理期間	経由期間 (申請受付窓口→本所)
第一種電気工事士免状	10日間	3日間
第二種電気工事士免状	10日間	3日間

(備考) 申請を受け付けた日の翌日から起算し、休日や申請書の不備を補正する期間等は含まれない。

- (8) 新潟県は、必要に応じ委託事務に係る申請書類や処理状況について、乙に検査及び報告を求めることができるものとする。

- (9) 不交付事由の存否について

受託者は、電気工事士法第4条5項の規定による不交付事由該当者が存在する旨

の連絡を新潟県から受けている場合は、新潟県に適宜照会し、確認する。

#### **4 手数料の納付について**

申請者は、以下のいずれかの方法により手数料を納付し、受託者はそれを審査するものとする。

##### **(1) 新潟県電子申請システム**

申請者は、新潟県電子申請システムにより申請の種類に応じた手数料の支払い手続きを行い、当該システムが発行する整理番号を申請書の指定箇所に記入する。

なお、受託者の審査においては、整理番号の記入の有無に加え、当該番号と申請の種類が、新潟県が受託者に随時提供する電子収納済整理番号リストに記載されている番号及び申請の種類と一致するかについても審査するものとする。

##### **(2) 記入式納付書**

申請者は、金融機関等で申請の種類に応じた記入式納付書により手数料の支払い手続きを行い、金融機関等による領収印押印済みの納付済証を申請書の指定箇所に貼り付ける。

受託者は新潟県から提供される記入式納付書の様式を新潟県内の申請受付窓口を設置するものとする。

#### **5 印影及び免状用紙の管理について**

契約期間中、新潟県は受託者に印影を貸し出すものとする。受託者は、印影及び免状用紙について、責任者を定め適正に管理するものとする。また、免状用紙の受払いの状況については、新潟県から要請があった場合、免状用紙受払簿（様式7）を速やかに提出するものとする。

#### **6 免状交付処理報告書及び申請書類の提出について**

受託者は、免状交付処理報告書として、毎月の免状交付処理件数を、免状の種類及び申請区分ごとに記載し、免状用紙受払簿（様式7）、受付記録簿（様式8）及び第一種電気工事士免状新規交付者一覧（様式9）に申請書類を添えて、翌月5日までに新潟県へ提出する。ただし、令和9年3月の処理報告書の提出に関しては、令和9年3月末日までに提出することとし、提出日は県と協議すること。

#### **7 成果報告書の提出について**

受託者は、四半期毎に免状交付成果報告書として、当該期間中の免状処理件数を、免状の種類及び申請区分ごとに記載し、当該期間の末日から5日以内に新潟県へ提出する。ただし、令和9年1月から3月までの期間の免状交付成果報告書に関しては、令和9年3月末日までに提出することとし、提出日は県と協議すること。

## 8 その他

- (1) 免状交付者氏名に常用漢字以外の文字が使用されている場合は、外字を作成して対応するか、不可能であれば、常用漢字で印刷又は手書きで作成するなど交付者の意向を踏まえ柔軟に対応すること。
- (2) 委託期間中に受付を行い、免状を交付できなかった申請については、委託料支払の対象としない。また、委託期間末日に申請書類を新潟県へ提出すること。

**【様式一覧】**

- 様式 1 電気工事士免状交付申請書
- 様式 2 実務経験証明書
- 様式 2 の 2 電気工事士免状（写）の貼付用紙
- 様式 3 電気工事士法第 4 条第 3 項第 2 号の認定申請書
- 様式 4 電気工事士免状再交付申請書
- 様式 5 電気工事士免状書換申請書
- 様式 6 誓約書
- 様式 7 免状用紙受払簿
- 様式 8 受付記録簿
- 様式 9 免状新規交付者一覧